

新型コロナウイルスに関する農畜産業の業務継続のための対応について

十日町地域農業振興協議会

農畜産業者や従業員、集出荷施設等で作業に従事している皆さん（以下「農畜産業関係者」という。）は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、農畜産物の出荷等の業務を継続することが必要です。本マニュアルは、農畜産業関係者が新型コロナウイルスに感染した場合に、業務継続を図る際の基本的要点をまとめたものです。

感染予防の徹底とともに、万一発症した場合に備え、行動や役割分担を確認して下さい。

1 感染予防策の徹底

(1) 厚生労働省等の情報に基づき、徹底した感染予防対策を行って下さい。

- ① 毎日の体温測定と体調を記録して下さい。
- ② 十日町市中魚沼郡医師会の情報を踏まえ、以下に留意して健康管理を行って下さい。
 - ・軽度の発熱（37.0～37.4度）や風邪の症状（咳、喉の痛み、鼻水、くしゃみ等）があれば農作業等の外出を控えて下さい。
 - ・さらに1回でも37.5度以上の熱が出た場合は、3日間自宅療養して下さい。
 - ・家族や従業員の体調確認を毎日行い、発熱や風邪の症状がある方を休ませて下さい。
- ③ 以下の場合は「帰国者・接触者相談センター」（十日町保健所 電話：025-757-2401）に相談して下さい。
 - ・②の健康管理を行っても症状が改善しない場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
 - ・強いだるさ・息苦しさがある場合や味覚異常が続く場合
 - ・基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
- ④ 農作業での予防策
 - ・農業用施設等への部外者の立ち入りを最小限にして下さい。
 - ・できる限りマスクを着用して下さい。マスクがない時に咳をする場合は、ティッシュ・ハンカチ・袖等で口や鼻を覆って下さい。
 - ・ハウスや作業場、集出荷施設など屋内作業を多人数で行う場合などは状況に応じて換気を行い、他者との間隔をできる限り（2m以上）空けて下さい。屋外でも多人数で作業をする場合は、他者との間隔を空けて下さい。
 - ・農作業開始前後やトイレ使用后、施設入退場時には、手洗い・手指消毒をして下さい。
 - ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、椅子、トイレの流水レバー、便座、ハウスの入り口等人がよく触れる所や、作業用はさみ等共用する道具の拭き取り清掃をして下さい。
 - ・昼休みや休憩時は、可能な限り休憩室等狭い空間での集団の休憩は避け、時間差で休憩

を取って下さい。可能なら屋外で休憩する等の措置を検討して下さい。

【参考】これまで集団感染が確認された場に共通することは

- ① 換気の悪い密閉空間であった
 - ② 多くの人が密集していた
 - ③ 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離：2 m以内）での会話や発声が行われたという3つの条件（3密条件）が同時に重なった場合です
- （「新型コロナウイルス感染症対策の見解」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（3月9日）

2 感染者発生時の対応

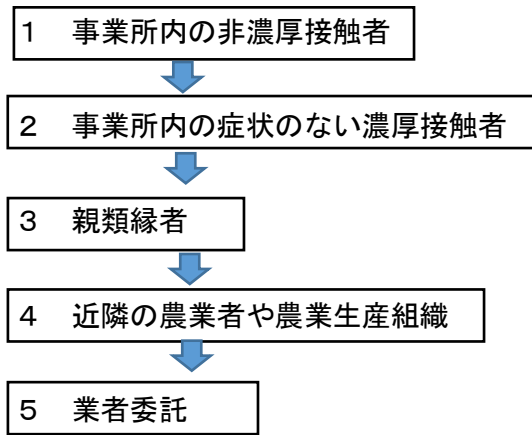
自らを含む農畜産業関係者に感染者が確認された場合は、保健所からその後の対応について指導を受けて下さい。また、農畜産業関係者は、感染者が確認されたことを、本紙末尾に記載の「十日町地域農業振興協議会」の連絡窓口（JA営農センター又は市町農業担当課）に報告して下さい。

3 生産施設等の消毒

- (1) 農畜産業関係者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が作業に従事した区域（生産施設、事務室等）や生産機材の消毒を実施します。
- (2) 消毒は、咳、発熱、だるさ等の症状がある濃厚接触者を除いた方で実施して下さい。濃厚接触者に指定され、経過観察中であっても症状がなければ消毒作業が可能です。
- (3) 消毒は、保健所の指示に従って以下のとおり実施して下さい。
 - ア 感染者が作業に従事した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心にアルコール（70%の消毒用エタノール）又は0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム（商品例ハイター等の市販の漂白剤を50～100倍に薄める）で拭き取りを実施して下さい。（噴霧等は拭き取りに比べ効果が劣るため、原則拭き取りを行って下さい）
 - イ 消毒実施の際は、手袋（使い捨て）、マスク、ゴーグル等を着用し、ペーパータオル等で拭き取って下さい。
 - ウ 次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取る場合は、金属部分については腐食の恐れがあるため消毒を行った5分後以降に水拭きを実施して下さい。
- (4) 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。
- (5) 消毒作業ができる者が家族や雇用従事者にいない場合は、親戚や近隣の農業者、農業生産組織に依頼できるか検討して下さい（図1）。
- (6) 消毒を実施できる業者に委託する方法もあります（図1）。
詳しくは「新潟県ペストコントロール協会」にお問い合わせ下さい（TEL:025-257-8591）。

図1 消毒実施者の考え方

以下の順で消毒実施者を選定して下さい。



- 上記を検討した結果、消毒実施者の確保が難しい場合は、本紙末尾の「十日町地域農業振興協議会」の連絡窓口（JA営農センター又は市町農業担当課）に相談して下さい。

4 業務の継続

感染者や濃厚接触者が事業所内に発生した場合、以下の手順で業務（農作業等）継続を図って下さい（図2）。

(1) 事業所内に非濃厚接触者がいる場合 ➡ 非濃厚接触者が作業を継続

(2) 症状のない濃厚接触者がいる場合 ➡ 症状のない濃厚接触者が作業を継続

※症状のない濃厚接触者が自分（事業所）の農地で作業することは問題ありません。ただし外出の自粛を要請されるので、出荷農産物はJA等出荷先が収集するよう手配して下さい。

(3) 事業所内全員が感染者か症状のある濃厚接触者の場合 ➡ 次の順で業務委託を検討して下さい。

① 親類縁者に作業委託する。

② 集落内の農業者に作業委託する。

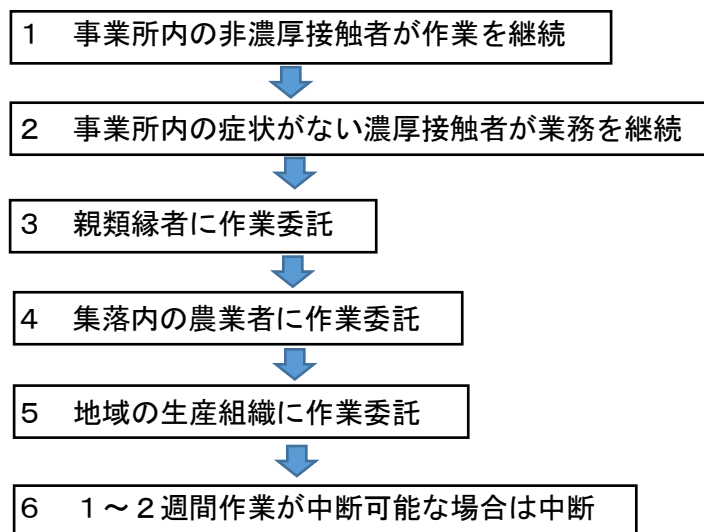
③ 地域の生産組織に作業委託する。

※感染リスクの観点から、他の農業者等に作業委託を行う場合、濃厚接触者は症状がなくても一緒に作業はできません。

④ 1～2週間、作業の中断が可能な場合は、中断を検討する。

図2 業務継続の手順

以下の順に業務継続方法を検討して下さい。



○ 上記を検討した結果、対応が難しい場合は、下記の連絡窓口にご相談して下さい。

5 代替要員による作業時の注意点と業務復帰までの留意点

- (1) 感染防止対策を作業に従事する代替要員に周知、徹底して下さい（詳しくは、下記の十日町地域振興局農業振興部ホームページに掲載の対応マニュアルをご覧ください）。
- (2) 必要な作業を明確にするとともに、ほ場、施設等の危険箇所を周知して下さい。
- (3) 濃厚接触者は、感染者との接触から14日間経過後に保健所の指示に従い通常の業務に復帰して下さい。
- (4) 感染者は退院後も経過観察のための自宅待機を要請される場合がありますので、病院または保健所の指示に従って下さい。

「十日町地域農業振興協議会」の連絡窓口（月～金、8:30-17:15）

■連絡窓口 = <十日町市内の方>

- ・十日町農業協同組合 営農生活部 営農企画課（757-1573）
川西営農センター（768-3322）、中里営農センター（763-2525）
しづみ地区営農センター（597-2119）
- ・十日町市 産業観光部 農林課 農業振興係（761-7144）

<津南町内の方>

- ・津南町農業協同組合 営農部 営農センター（765-3123）
- ・津南町 農林振興課（765-3115）

■事務局 = 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

*詳細な対応マニュアル(新型コロナウイルスに関する農畜産業の業務継続のための対応マニュアル)は十日町地域振興局農業振興部のホームページ(https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/tokamachi_nogyo/)をご覧ください。必要に応じ、マニュアルの随時更新も行います。